

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和8年4月21日

①学校名:	京都橋大学	大学(私立)	②所在地:	京都市山科区大宅山田町34	
③課程名:	京都橋大学看護教育研修センター認定看護師教育課程<皮膚・排泄ケア分野>				
④正規課程/ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	30名	⑥期間:	1年間
⑦責任者:	看護教育研修センター 所長 堀 妙子		⑧開設年月日:	平成19年6月1日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	1) 皮膚・排泄ケア分野において、個人、家族及び集団に対して、高い臨床推論力と病態判断力に基づき、熟練した看護技術及び知識を用いて水準の高い看護を実践できる能力を育成する。 2) 皮膚・排泄ケア分野において、看護実践を通して看護職に対し指導を行える能力を育成する。 3) 皮膚・排泄ケア分野において、看護職等に対しコンサルテーションを行える能力を育成する。 4) 皮膚・排泄ケア分野において、多職種と協働しチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる能力を育成する。				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	下記の要件をすべて満たしていることを条件とする。 1) 日本国の看護師免許を有する者。 2) 上記の看護師免許を取得後、通算5年以上(出願時点)の実務研修*を有する者。 3) 2)のうち、下記に定める看護分野の実務研修*を有すること。 *実務研修とは、看護師としての看護実務経験を意味します。 <皮膚・排泄ケア> ・通算3年以上(出願時点)、皮膚・排泄ケア領域における看護実績を有すること。 ・皮膚・排泄ケア領域における看護を5例以上担当した実績を有すること。ただし、創傷、ストーマ、排泄管理の事例を各1例以上含むこと。 ・現在、皮膚・排泄ケア領域における看護を行う臨床現場に勤務していることが望ましい。				
⑫対象とする職 業の種類:	看護師				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能)				
	1. 褥瘡のトータルマネジメントができる知識・技術 2. 管理困難なストーマや重度の皮膚障害を伴うストーマケア(ABCD-Stoma:慢性の病態)の知識・技術 3. 専門的な排泄管理(IAD-set)とスキンケアの知識・技術 4. 脆弱皮膚を有する個人およびそのリスクがある個人の専門的なスキンケアの知識・技術 5. 地域包括ケアシステムを視野に入れた同行訪問実施(施設や在宅の患者家族・看護職等への介入)とマネジメント 6. 身体所見を病態判断し、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去及び創傷に対する陰圧閉鎖療法ができる知識・技術 (得られる能力) 1. 管理困難な創傷や皮膚障害を有する個人及びそのリスクのある個人を多角的に捉え、高い臨床推論力・病態判断力に基づいた高度な創傷管理や専門的なスキンケアができる。 2. 管理困難なストーマを有する個人を多角的に捉え、高い臨床推論力・病態判断力に基づいた専門的なストーマ管理やスキンケアができる。 3. 排泄障害を伴う個人及びそのリスクがある個人を多角的に捉え、高い臨床推論力・病態判断力に基づいた専門的な排泄管理やスキンケアができる。 4. 創傷管理や排泄管理を有する個人、家族及び集団に応じた管理ができるよう、身体的、心理的、社会的状況を多角的に捉えたうえで、問題解決のための指導ができる。 5. 皮膚・排泄ケア分野の対象にある個人、家族の権利を擁護し、自己決定を尊重した看護を実践できる。 6. あらゆる場で看護を必要とする対象に、より質の高い医療を提供するため、多職種と協働し、チーム医療のキーパーソンとして役割を果たすことができる。 7. 皮膚・排泄ケア分野において役割モデルを示し、看護職への指導、看護職等へのコンサルテーションを行うことができる。				
⑭教育課程:	厚生労働省が定める特定行為研修共通科目(臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント等)14科目、日本看護協会が定める認定看護師教育基準カリキュラムに定められた共通科目(指導・相談・看護管理)、特定行為研修区分別科目(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、創傷管理関連)、認定看護師専門科目(統合演習、臨地実習を含む)10科目の講義・演習・実習をとおして、皮膚・排泄ケア分野における知識の修得と高い実践能力を持つ認定看護師を養成する。				
⑮修了要件(修了 授業時数等):	以下の条件を満たした場合、修了を認めます。 1) 全ての教科目(共通科目、認定看護分野専門科目、特定行為研修区分別科目、統合演習、臨地実習)において、教科目ごとに履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ科目試験に合格すること。 2) 修了試験に合格すること。				

⑯修了時に付与される学位・資格等:	履修証明書、修了証書、日本看護協会「認定看護師認定審査 皮膚・排泄ケア分野」受験資格、特定行為研修修了証(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連、創傷管理関連)						
⑰総授業時数:	615.75	時間	⑱要件該当授業時数: 615.75	時間	⑲要件該当授業時数 / 総授業時数: 100 %		
⑲要件該当授業時数 / 総授業時数:	100 %						
⑳該当要件	企業等	双方向	○	実務家	○	実地	○
㉑成績評価の方法:	講義・演習は、筆記試験、レポート試験、観察評価・実技試験(OSCE)の成績および出席状況による総合評価。臨地実習は、実習指導者および教員による総合評価。						
㉒自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施し、評価結果をホームページ上にて公表している。公益財団法人日本看護協会に認定された認定看護師教育機関であるため、日本看護協会のホームページ上で機関情報が公開され、日本看護協会による定期的な審査・視察を受けている。看護教育研修センター年報(活動報告書)を年1回発刊し、ホームページ上で公開している。						
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了生は公益財団法人日本看護協会認定看護師認定審査の受験資格を得られる。その認定審査の合格率を分析することで、本課程の教育効果を検証している。不合格者には不合格の要因を分析・検証し、合格に至るまで継続的な学習支援を実施している。						
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 本学教員および外部委員により組織される看護教育研修センター教員会を設置し、実務家等の有識者である外部委員の意見を取り入れ、教育課程の編成等の検討・改善を行っている。						
	(自己点検・評価) 公益財団法人日本看護協会による定期的な審査および視察を受け入れるほか、本学教員および外部委員により組織される看護教育研修センター教員会および入試委員会を設置し、実務家等の有識者である外部委員の意見を取り入れ、教育課程の編成や入学者選抜方法等について、自己点検・評価を実施している。						
㉕社会人が受講しやすい工夫:	特定行為研修 共通科目・栄養及び水分管理関連の講義については、eラーニングで行う。日本看護協会奨学金制度を案内。						
㉖ホームページ:	https://www.tachibana-u.ac.jp/about/nursing/curriculum/index.html						

事務担当者名:	古岡 俊平	担当部署:	看護・医療系事務課
事務担当者連絡先:	(電話番号) 075-574-4133 (担当係E-mail) aca-nm@tachibana-u.ac.jp / cpdn@tachibana-u.ac.jp		

- * パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- * 様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。